

鹿屋市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険税条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第124号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）



通知書番号	
保険証番号	

年度国民健康保険税を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

年 月 日

鹿屋市長



年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険税	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(単位：円)

普通徴収 期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	年 月 日				
第2期	年 月 日				
第3期	年 月 日				
第4期	年 月 日				
第5期	年 月 日				
第6期	年 月 日				
第7期	年 月 日				
第8期	年 月 日				
随1期	年 月 日				

(単位：円)

特別徴収 月別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	年 月 日				
6月	年 月 日				
8月	年 月 日				
10月	年 月 日				
12月	年 月 日				
2月	年 月 日				

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

徴収方法
特別徴収 義務者
特別徴収 対象年金
特別徴収 対象年金額

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名
年 月 日	年 月 日		

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険税決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療保険分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額			
		×			
	均等割額	被保数	人	人	人
		×	円		
		平等割額			
		算出額			
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
		限度超過額			
		年間保険税			
		増減調整額			
	条例減免額				
	減免額				
	医療分保険税額				
(A)	内訳	一般分			
		退職分			
支援金分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額			
		×			
	均等割額	被保数	人	人	人
		×	円		
		平等割額			
		算出額			
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
		限度超過額			
		年間保険税			
		増減調整額			
	条例減免額				
	減免額				
	支援金分保険税額				
(B)	内訳	一般分			
		退職分			
介護保険分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額			
		×			
	均等割額	被保数	人	人	人
		×	円		
		平等割額			
		算出額			
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
		限度超過額			
		年間保険税			
		増減調整額			
	減免額				
	介護分保険税額				
(C)	内訳	一般分			
		退職分			

(単位：円)

		更正前	更正後	増減
決定額	決定保険税額(A) + (B) + (C)			
	内訳(再掲)	医療保険分		
		支援金分		
		介護保険分		

「 上記の申告書を受理し、内容を確認しましたので決定して

別記第4号様式中

決 裁	課 長	回 議	担当	決裁年月日

※ 雇用保険受給資格者証の写しを添付すること。

よろしいですか。

入 力	確認

を削る。

」

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。